

件 名	地方独立行政法人山梨県立病院機構職員被服貸与規程の一部改正について
内 容	<p>1 改正の必要性</p> <p>現行の規程では、北病院の医師の上衣は「診察衣」のみ、薬剤師、臨床検査技師、社会生活支援部職員の上衣は「白衣」のみとなっているが、暑さ対策や業務のしやすさから「作業衣」を希望する職員が多い。</p> <p>中央病院では、医師は「診察衣（又はケーシー若しくは作業衣）」、薬剤師、臨床検査技師、作業療法士等は「白衣（又はケーシー若しくは作業衣）」となっているため、同等の内容とすることが適当である。</p> <p>あわせて、社会生活支援部の職種等の表記が現行組織名と一致していないため、中央病院の表記にあわせて職種名の表記としたい。</p> <p>2 改正の概要</p> <p>(1) 別表第1（2条関係）の北病院の品目を一部改正する。</p> <ul style="list-style-type: none">・医師の「診察衣」を「診察衣（又はケーシー若しくは作業衣）」とし、薬剤師、臨床検査技師、社会生活支援部職員の上衣を「白衣」から「白衣（又はケーシー若しくは作業衣）」とする。 <p>(2) 別表第1（2条関係）の北病院の職種等の表記を一部改正する。</p> <ul style="list-style-type: none">・社会生活支援部については、「地域連携担当、訪問担当、デイケア担当、作業療法担当、心理担当」と担当名で表記されているが、現行組織と一致していないため「精神保健福祉士、作業療法士、心理判定、保健師」と職種名の表記とする（中央病院の表記にあわせる）。
特記事項	令和3年4月1日から施行する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員被服貸与規程案 新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1 (第2条関係) 北病院		別表第1 (第2条関係) 北病院	
職種等	品目	職種等	品目
医師	診察衣 (又はケーシー若しくは作業衣) (略)	医師	診察衣 (略)
薬剤師	白衣 (又はケーシー若しくは作業衣) (略)	薬剤師	白衣 (略)
臨床検査技師	白衣 (又はケーシー若しくは作業衣) (略)	臨床検査技師	白衣 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
精神保健福祉士 作業療法士 心理 保健師	白衣 (又はケーシー若しくは作業衣) (略)	地域連携担当 訪問担当 ダイヤケア担当 作業療法担当 心理担当	白衣 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)

※上記職種等のうち現場従事者以外の会計年度任用職員については、貸与しないものとする。

※上記職種等のうち現場従事者以外の臨時職員・非常勤職員については、貸与しないものとする。